

区長が行く

大久保区長コラム vol.7



江東区長 大久保 朋果

今回は 門前仲町周辺 の注目スポットをご紹介します



▲深川花手水

皆さん、こんにちは。区長の大久保朋果です。

天高く馬肥ゆる秋、外出するのが楽しい季節です。区内にもたくさんのお出かけスポットがある中で、今回は、門前仲町周辺をご紹介します。

門前仲町周辺は、言わずと知れた富岡八幡宮や深川不動堂があり、江戸時代から門前町として賑わってきたエリアです。さまざまなお店が立ち並び、おいしいものに舌つづみを打ったり、おみやげを買い求めたりと、まち歩きを楽しむことができます。

また、今月は「深川花手水」というイベントが行われます。「花手水」とは、神社やお寺にある手水舎(参拝前に水で手や口をそそぎ、清める場所)の手水鉢に色鮮やかなお花を浮かべることです。「深川花手水」では、富岡八幡宮、深川不動堂、永代寺のほか、富岡出張所や深川東京モダン館、飲食店や土産物店などの軒先に色とりどりの花手水を設置し、まちを彩ります。

秋晴れの空の下、花手水を愛でながら、風情ある門前仲町周辺の散策を楽しんでみてはいかがでしょうか。

※詳細は4面をご覧ください

11月1日(金) 開始

江東区一時預かり事業等利用者負担軽減事業

11月から、低所得世帯等のお子さんが区内で実施している一時預かり事業等を利用する際に、利用料が減免されます。

減免となる方

次の要件をすべて満たす方

- 区内に住所があり、幼稚園・保育施設等を利用していない方
- 区内で実施している次のいずれかの一時預かり事業等を利用する方
 - 児童館一時保育サービス
 - リフレッシュひととき保育
 - 子育てサポート一時保育
 - 未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」(保育所のみ)

次のいずれかの世帯に該当する方

- 生活保護世帯
- 住民税非課税世帯
- 住民税所得割合算額77,101円未満世帯(給与所得360万円未満相当世帯)

「減免後の利用料金」 ※児童1人あたり

減免対象事業			生活保護世帯	住民税非課税世帯	住民税所得割合算額77,101円未満世帯
①児童館一時保育サービス			無料		
②リフレッシュひととき保育					
③子育てサポート一時保育	0歳児クラス	4時間以内利用	無料	無料	無料
		8時間以内利用	1,000円	1,600円	1,900円
	1歳児クラス以上	4時間以内利用	無料	無料	無料
		8時間以内利用	無料	600円	900円
④未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」(保育所のみ)			無料		

【手続き方法】

園減免対象事業によって問い合わせ先が異なります。

区HPを

①こども家庭支援課こども家庭係 ☎03-3647-9230 ☎03-3647-9196

②養育支援課養育支援係 ☎03-3647-4408 ☎03-3647-7534

③④区立保育所

保育政策課施設管理係 ☎03-3647-9094 ☎03-3647-9282

③④私立保育所

保育支援課事業支援係 ☎03-3647-9084 ☎03-3647-8447

10/12(土) から

夢の島スケートボードパーク

区民無料開放

区内在住の方を対象に、夢の島スケートボードパークを無料で開放します。ご来場いただいた区民の方には、先着1,000名に堀米選手のオリジナルステッカーをプレゼント！(お一人様1枚限り)

※混雑時は、入場について人数制限を行うことがあります

回10月12日(土)～11月10日(日) ※10月15日(火)・28日(月)を除く

回当日直接会場へ(管理棟受付に区内在住が証明できるものを提示。初めて利用する場合、初回登録が必要)

回江東スポーツ施設運営パートナーズ

☎03-3522-0846 ☎03-3522-0855

夢の島スケートボードパーク

☎080-7008-9761



▲夢の島スケートボードパーク

ひとり親の皆さんへ

児童扶養手当の制度が変わります

児童扶養手当の制度が改正され、令和6年11月(令和7年1月振込分)から新しい運用が開始されます。

※既に児童扶養手当の受給資格をお持ちの方は手続き不要です

変更点

①所得制限の引き上げ

全部支給・一部支給所得制限限度額が引き上げられます。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給資格者本人			
	全部支給(所得額)		一部支給(所得額)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
0	490,000	690,000	1,920,000	2,080,000
1	870,000	1,070,000	2,300,000	2,460,000
2	1,250,000	1,450,000	2,680,000	2,840,000
3	1,630,000	1,830,000	3,060,000	3,220,000
4	2,010,000	2,210,000	3,440,000	3,600,000
5	2,390,000	2,590,000	3,820,000	3,980,000

※扶養親族が6人以上の場合は、上記の額に1人につき38万円を加算します

②加算額の引き上げ

第3子以降の児童の加算額が第2子の加算額と同額に引き上げられます。

<第3子以降 改定前>		<第3子以降 改定後>	
全部支給 6,450円	一部支給 6,440円～3,230円	全部支給 10,750円	一部支給 10,740円～5,380円

回10月31日(木)までにこども家庭支援課給付係窓口(区役所3階14番)で☎03-3647-4754 ☎03-3647-9196

※申請受付は区役所本庁舎窓口のみです

※手当は申請した月の翌月分から発生します

※配偶者、扶養義務者、孤児などの養育者の所得制限限度額の変更はありません

身体も脳も活性化!

オンライン介護予防体操教室 シニア

パソコンやタブレットなどの端末を使って、自宅で気軽に運動・脳トレ・参加者同士の交流などを行いませんか。教室参加をきっかけに、自身で行える運動習慣を身につけましょう。

回区内在住の65歳以上で、要支援・要介護認定を受けておらず、自身の端末でZoomが使用でき操作手順を理解している方

回30人(抽選)

回10月22日(火)0:00までに区HP申込

※申し込みに関する問い合わせはスポーツクラブ&スパ ルネサンス亀戸24(月～木曜(祝日を除く)11:00～17:00)

☎03-5836-1301 ☎03-5836-1302

回地域ケア推進課地域ケア係

☎03-3647-4398 ☎03-3647-3165

開催回	日にち	時間	会場
初回	11/1(金)	10:00～12:00	スポーツクラブ&スパ ルネサンス亀戸24(亀戸2-1-1)
2～8回目	11/8～12/20の毎週金曜	10:00～11:30	オンライン(Zoom)

※全8回の連続講座です。初回は会場で行います